

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案新旧対象条文

◎土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）
(附則第十四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一～三十二 (略)

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一～三十二 (略)

三十三 独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日

本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第 号）第十七

条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設

(削除)

三十四 核燃料サイクル開発機構が核燃料サイクル開発機構法(

昭和四十二年法律第七十三号)第二十四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設

三十四の二 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水

資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設

三十四の二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人

宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)第十

八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設

三十五 (略)

三十五 (略)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

第三章 原子力の開発機関

(独立行政法人日本原子力研究開発機構)

第七条 原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びにこれらの成果の普及等は、第二条に規定する基本方針に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構において行うものとする。

第三章 原子力の開発機関

(原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構)

第七条 政府の監督の下に、原子力の開発に関する研究及び実験、その他原子力の開発促進に必要な事項を行わせるため原子力研究所を、原子炉のうち高速増殖炉及び核燃料物質に関する開発等を行わせるため核燃料サイクル開発機構を置く。

2 原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構に関する規定は、別に法律で定める。

(削除)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

(退職手当の財源に充てるための地方債等)

第二十四条 (略)

2 地方公共団体は、当分の間、国（國の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社、日本道路公團、首都高速道路公團、阪神高速道路公團、本州四国連絡橋公團、年金資金運用基金、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令と認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しく

現 行

(退職手当の財源に充てるための地方債等)

第二十四条 (略)

2 地方公共団体は、当分の間、国（國の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社、日本道路公團、首都高速道路公團、阪神高速道路公團、本州四国連絡橋公團、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令と認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しく

は国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

改
正
案

現
行

（事業の指定）

第四十四条 再処理の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

（事業の指定等）

第四十四条 核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所（日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。）以外の者で再処理の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

2 (略)

（削除）

2 (略)

（削除）

3 核燃料サイクル開発機構又は日本原子力研究所は、再処理の事業を行おうとするときは、政令で定めるところにより、その再処理施設の設置について経済産業大臣の承認を受けなければならない。

4 核燃料サイクル開発機構又は日本原子力研究所は、前項の承認を受けようとするときは、第二項第二号から第六号までに掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定の基準）

第四十四条の二 (略)

（削除）

（指定の基準等）

第四十四条の二 (略)

2 経済産業大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号、第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴かなければならぬ。

（変更の許可及び届出）

第四十四条の四（略）

2（略）
（削除）

（変更の許可及び届出等）

第四十四条の四（略）

2（略）
（削除）

3 核燃料サイクル開発機構又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするとときは、政令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けなければならない。この場合においては、第一項ただし書きの規定を準用する。

4 核燃料サイクル開発機構又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第四十四条の二の規定は、第一項の許可に準用する。

（設計及び工事の認可）

第四十五条 再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法（第四十六条の二第一項に規定する再処理施設であ

3 経済産業大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 第四十四条の二の規定は、第一項の許可又は第三項の承認に準用する。

（設計及び工事の認可）

第四十五条 再処理事業者（再処理の事業を行う場合における核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所を含む。第四十六条の三、第四十六条の五から第四十六条の七まで、第六十五条及び第

つて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。)について経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2 (略)

3 経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第四十四条第一項の指定を受けたところ、前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(合併)

第四十六条の五 (略)

2 第四十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第四十四条の三の規定は、前項の認可に準用する。

(处分等についての同意等)

第七十一条 (略)

2 (略)

6 経済産業大臣は、第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項

六十六条を除き、以下同じ。)は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法(第四十六条の二第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。)について経済産業大臣の認可を受けなければならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2 (略)

3 経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第四十四条第一項の指定を受けたところ、同条第三項若しくは前条第三項の承認を受けたところ、同条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項若しくは第四項の規定により届け出たところによるものであること。

二 経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(合併)

第四十六条の五 (略)

2 第四十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第四十四条の三の規定は、前項の認可に準用する。

(处分等についての同意等)

第七十一条 (略)

2 (略)

6 経済産業大臣は、第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項

、第十条、第十三条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十三条の十四第一項、第四十三条の十六、第四十四条第一項、第四十四条の四第一項、第四十六条の五第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条的十ニ第一項、第五十一条の十四若しくは第五十一条の十九第一項の規定による処分をし、又は第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定若しくは第十三条第一項、第四十三条の四第一項若しくは第五十一条の二第一項の許可について第六十二条第二項の規定により条件を付する場合においては、あらかじめ文部科学大臣に協議しなければならない。

(略)

8 7 経済産業大臣は、第十一条の三第二項、第十二条第一項若しくは第三項、第十二条の二第一項若しくは第三項（第二十二条の六第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の四第二項又は第五十一条の二十三第二項において準用する場合を含む。）、第十ニ条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十二条第二項又は第五十一条の二十四第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項若しくは第三項、第二十二条の二第二項、第二十二条の五（第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条の六第一項、第四十三条の十九、第四十三条の二十第一項若しくは第三項、第四十三条の二十一第二項、第四十三条の二十四、第四十三条の二十五第一項、第四十九条、第五十条第一項若しくは第三項、第五十条の二第二項、第五十条の四第一項、第五十一条の十七、第五十一条の十八第一項、第二項若しくは第四項、第五十一条の二十二若しくは第五十一条の二十三第一項の規定による処分をし、

、第十条、第十三条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十三条の十四第一項、第四十三条の十六、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の四第一項、第四十六条の五第一項、第五十一条の十二第一項、第五十一条の十四若しくは第五十一条の十九第一項の規定による処分をし、又は第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定若しくは第十三条第一項、第四十三条の四第一項若しくは第五十一条の二第一項の許可について第六十二条第二項の規定により条件を付する場合においては、あらかじめ文部科学大臣に協議しなければならない。

(略)

8 7 経済産業大臣は、第十一条の三第二項、第十二条第一項若しくは第三項、第十二条の二第一項若しくは第三項（第二十二条の六第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の四第二項又は第五十一条の二十三第二項において準用する場合を含む。）、第十ニ条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十二条第二項又は第五十一条の二十四第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項若しくは第三項、第二十二条の二第二項、第二十二条の五（第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条の六第一項、第四十三条の十九、第四十三条の二十第一項若しくは第三項、第四十三条の二十一第二項、第四十三条の二十四、第四十三条の二十五第一項、第四十九条、第五十条第一項若しくは第三項、第五十条の二第二項、第五十条の四第一項、第五十一条の十七、第五十一条の十八第一項、第二項若しくは第四項、第五十一条の二十二若しくは第五十一条の二十三第一項の規定による処分をし、

製鍊事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者に対し第五十八条の二第三項、第五十九条の二第四項、第六十四条第三項若しくは第六十六条第四項の規定による命令をし、又は第六条第二項、第七条、第九条第二項、第十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十一条第二項又は第五十一条の二十四第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第十七条、第十九条第二項、第二十二条の二第一項、第二十二条の二の二第二項（第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第十七条、第十九条第二項、第二十二条の二第一項、第二十二条の二の二第二項（第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の七第二項、第四十三条の十二、第四十三条の十三、第四十三条の十五第二項、第四十三条の二十一第一項、第四十三条の二十二第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の三、第四十六条の四、第四十六条の六第二項、第五十条の二第一項、第五十一条の五第二項、第五十一条の十一、第五十一条の十三第二項若しくは第五十一条の二十第二項の規定による届出若しくは製鍊事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者に係る第六十五条第一項若しくは第六十六条第三項の規定による届出若しくは報告を受理した場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その処分若しくは命令の内容を通報し、又はその届出若しくは報告の写しを送付しなければならない。

9
18
（略）

（手数料の納付）

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一・二 （略）

製鍊事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者に対し第五十八条の二第三項、第五十九条の二第四項、第六十四条第三項若しくは第六十六条第四項の規定による命令をし、又は第六条第二項、第七条、第九条第二項、第十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十一条第二項又は第五十一条の二十四第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第十七条、第十九条第二項、第二十二条の二第一項、第二十二条の二の二第二項（第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の七第二項、第四十三条の十二、第四十三条の十三、第四十三条の十五第二項、第四十三条の二十一第一項、第四十三条の二十二第二項、第四十四条の四第二項若しくは第四項、第四十六条の三、第四十六条の四、第四十六条の六第二項、第五十条の二第一項、第五十一条の五第二項、第五十一条の十一、第五十一条の十三第二項若しくは第五十一条の二十第二項の規定による届出若しくは製鍊事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者に係る第六十五条第一項若しくは第六十六条第三項の規定による届出若しくは報告を受理した場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その処分若しくは命令の内容を通報し、又はその届出若しくは報告の写しを送付しなければならない。

9
18
（略）

（手数料の納付）

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一・二 （略）

(削除)

三 第四十四条第三項又は第四十四条の四第三項の承認を受けようとする者

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

2・3 (略)

第七十七条 次の各号のいづれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・七 (略)

(削除)

七の二 (略)
七の三 (略)
八・九 (略)

第七十八条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・六 (略)

十七 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けないで第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者

十八・三十 (略)

三 第四十四条第三項又は第四十四条の四第三項の承認を受けようとする者

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

2・3 (略)

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・七 (略)

七の二
つた者

七の三 (略)
七の四 (略)
八・九 (略)

第七十八条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・六 (略)

十七 第四十四条の四第一項又は第三項の規定により許可又は承認を受けなければならない事項について、これらの規定による

許可又は承認を受けないで第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者

十八・三十 (略)

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても該各号に定める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科する。

一 第七十七条第一号から第三号まで、第四号(第二十三条第一項第三号又は第五号に掲げる原子炉を設置した者(以下この条において「試験研究炉等設置者」という。)に係る部分を除く。)、第四号の二、第五号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)又は第六号から第七号の三まで 三億円以下の罰金刑

二・三 (略)

第八十三条 第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第二十六条の二第二項、第三十二条第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十一条の五第二項、第五十一条の十三第二項、第五十五条第二項、第六十一条の二第三項(同条第二項第一号又は第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。)又は第六十一条の五第二項の規定による届出を怠つた者は、五万円以下の過

第八十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても該各号に定める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科する。

一 第七十七条第一号から第三号まで、第四号(第二十三条第一項第三号又は第五号に掲げる原子炉を設置した者(以下この条において「試験研究炉等設置者」という。)に係る部分を除く。)、第四号の二、第五号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)又は第六号から第七号の四まで 三億円以下の罰金刑

二・三 (略)

第八十三条 第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第二十六条の二第二項、第三十二条第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項若しくは第四項、第四十六条の六第二項、第五十一条の五第二項、第五十一条の十三第二項、第五十五条第二項、第六十一条の二第三項(同条第二項第一号又は第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。)又は第六十一条の五第二項の規定による届出を怠つた者は、五万円以下の過

料に処する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(定義) 第二条 (略)	(定義) 第二条 (略)
2 3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替え適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。）	2 3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（承認を含む。第二号、第二号の二、第二号の四及び第三号において同じ。）を受けた者（同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。）
一の二 規制法第二十三条の二第一項の許可を受けた者	一の二 規制法第二十三条の二第一項の許可を受けた者
二 規制法第十三条第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者	二 規制法第十三条第一項の許可を受けた者
二の二 規制法第四十三条の四第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者	二の二 規制法第四十三条の四第一項の許可を受けた者
二の三 規制法第四十四条第一項の指定（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者	二の三 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者
二の四 規制法第五十一条の二第一項の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者	二の四 規制法第五十一条の二第一項の許可を受けた者

の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。) を受けた者

三 規制法第五十二条第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)を受けた者

4 四 日本原子力研究所
五 核燃料サイクル開発機構

(略)

三 規制法第五十二条第一項の許可を受けた者

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

(定義)

第一条 この法律において「原子炉の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号。以下「賠償法」という。）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいい、「原子力事業者」とは、賠償法第二条第三項に規定する原子力事業者（同項第一号に掲げる者を除く。）をいい、「原子力船」とは、賠償法第二条第四項に規定する原子力船をいい、「損害賠償措置」とは、賠償法第六条に規定する損害賠償措置をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第八条に規定する責任保険契約をいう。

現 行

(定義)

第一条 この法律において「原子炉の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号。以下「賠償法」という。）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいい、「原子力事業者」とは、賠償法第二条第三項に規定する原子力事業者（同項第一号に掲げる者を除く。）をいい、「原子力船」とは、賠償法第二条第四項に規定する原子力船をいい、「損害賠償措置」とは、賠償法第六条に規定する損害賠償措置をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第八条に規定する責任保険契約をいう。

◎行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）
 （附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

別表（第十二条関係）		改 正 案	現 行
		名称	名称
	沖縄振興開発金融公庫	根拠法	根拠法
	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）	（削除）	（削除）
		核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）	（略）	（略）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	（略）	（略）
（削除）	（削除）		
日本原子力研究所	日本銀行		
日本原子力研究所	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）		
第九十二号）	日本原子力研究所法（昭和三十一年法律		

日本小型自動車振興会

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第
二百八号）

（略）

（略）

日本小型自動車振興会

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第
二百八号）

（略）

（略）

◎所得稅法（昭和四十年法律第三十三号）
 （附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一 次の表に掲げる法人	別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一 次の表に掲げる法人
	名称	根拠法	名称
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
（削除）	（削除）	核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構
（略）	（略）	（略）	（略）
二 （略）	二 （略）	二 （略）	二 （略）

◎法人税法（昭和四十年法律第三十四号）
(附則第二十三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係） 一 次の表に掲げる法人	
名称	根拠法
（削除）	（削除）
（略）	（略）
二 二（略）	二 二（略）
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十 二年法律第七十三号）

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
2 (設置)	3 第一条 電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源利用対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。	3 第一条 電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源利用対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
2 (略)	3 第一項の「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項の財政上の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。	3 第一項の「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項の財政上の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。
第一次に掲げる財政上の措置	イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付	第一次に掲げる財政上の措置
口 独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する出資（高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発その他の業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付	イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付	口 核燃料サイクル開発機構に対する出資（高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発その他の業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）
ハ 独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付		ハ 独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付
二 発電用施設の設置又は改造に係る予算の範囲内において行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。以下この号において同じ。）で政令で定めるもの		二 発電用施設の設置又は改造に係る予算の範囲内において行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。以下この号において同じ。）で政令で定めるもの
ホ 発電用施設の設置又は改造を促進するための技術の開発に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの		ホ 発電用施設の設置又は改造を促進するための技術の開発に係る予算の範囲内において行う補助で政令で定めるもの

二・三 (略)

(電源利用勘定の歳入及び歳出)

第三条の二 電源利用勘定においては、次条の規定により電源利用対策に要する費用の財源に充てられる電源開発促進税の収入、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第号）第十九条第三項及び独立行政法人原子力安全基盤機構法第十五条第三項の規定による納付金であつてこの勘定に帰属するもの並びに附屬雜収入をもつてその歳入とし、第一条第三項第一号イ及びハの交付金、同号ロの出資金、同号ニ及びホの補助金（交付金、委託費その他一号イからハまでの交付金、同号ロの出資金、同号ニ及びホの補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。）、同項第二号の措置に要する費用、電源利用対策に要する費用の財源に充てられる電源開発促進税の収入、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人原子力安全基盤機構法第十五条第三項の規定による納付金であつてこの勘定に帰属するもの並びに附屬雜収入をもつてその歳入とし、第一条第三項第一号イ及びハの交付金、同号ロの出資金、同号ニ及びホの補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。）、同項第二号の措置に要する費用、電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用、第十一條第一項の規定による一時借入金の利子、事務取扱費並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

二・三 (略)

(電源利用勘定の歳入及び歳出)

第三条の二 電源利用勘定においては、次条の規定により電源利用対策に要する費用の財源に充てられる電源開発促進税の収入、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人原子力安全基盤機構法第十五条第三項の規定による納付金であつてこの勘定に帰属するもの並びに附屬雜収入をもつてその歳入とし、第一条第三項第一号イ及びハの交付金、同号ロの出資金、同号ニ及びホの補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。）、同項第二号の措置に要する費用、電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用、第十一條第一項の規定による一時借入金の利子、事務取扱費並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

◎消費税法（昭和六十三年法律第百八号）
 （附則第二十五条関係）

別表第三（第三条、第六十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

別表第三（第三条、第六十条関係）

一
次
の
表
に
掲
げ
る
法
人

別表第三（第三条、第六十条関係）

一
次
の
表
に
掲
げ
る
法
人

名称
根拠法

沖縄振興開発金融公庫
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

沖縄振興開発金融公庫
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

名称
根拠法

核燃料サイクル開発機構

核燃料サイクル開発機構法（昭和四十七年法律第七十三号）

（削除）
（略）

（略）

二
（略）

二
（略）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第六条 （略）	（非課税）	（非課税）
2 （略）	第六条 （略）	2 （略）
3 次の各号のいずれかに該当する土地等については、地価税を課さない。	3 次の各号のいずれかに該当する土地等については、地価税を課さない。	3 次の各号のいずれかに該当する土地等については、地価税を課さない。
一 国、公共法人又は公益法人等（以下この項において「国等」という。）により借地権等が設定されている土地等その他国等に貸し付けられている土地等（民法第二百六十九条ノ二第一項（地下又は空中の地上権）の地上権その他これに準ずる権利が設定されているもの、貸付けの期間が短期であるものその他の政令で定めるものを除く。）	一 国、公共法人、公益法人等又は別表第一第二十五号に規定する法人（以下この項において「国等」という。）により借地権等が設定されている土地等その他国等に貸し付けられている土地等（民法第二百六十九条ノ二第一項（地下又は空中の地上権）の地上権その他これに準ずる権利が設定されているもの、貸付けの期間が短期であるものその他の政令で定めるものを除く。）	一 国、公共法人、公益法人等又は別表第一第二十五号に規定する法人（以下この項において「国等」という。）により借地権等が設定されている土地等その他国等に貸し付けられている土地等（民法第二百六十九条ノ二第一項（地下又は空中の地上権）の地上権その他これに準ずる権利が設定されているもの、貸付けの期間が短期であるものその他の政令で定めるものを除く。）
二 （略）	二 （略）	二 （略）
4 ～ 8 （略）	4 ～ 8 （略）	4 ～ 8 （略）
別表第一（第六条関係）	別表第一（第六条関係）	別表第一（第六条関係）
一～二十四 （削除）	一～二十四 （略）	一～二十四 （略）
二十五 日本原子力研究所が有する土地等（当該法人の地価税に係る場合に限る。）		
別表第二（第十七条関係）		
一・二 （略）		

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第十三条第一項(事業の許可)、第二十三条第一項(設置の許可)、第五十一条の二第一項(事業の許可)、第五十二条第一項(使用の許可)若しくは第六十一条の三第一項(使用の許可及び届出等)の許可を受けた者、同法第四十四条第一項(事業の指定)の指定を受けた者又は同法第六十一条の二第一項(核原料物質の使用の届出等)の届出をした者が同法の規定に基づき講ずる保安のために必要な措置により定められた土地の区域で財務省令で定めるもの内にある土地等

四九 (略)

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第十三条第一項(事業の許可)、第二十三条第一項(設置の許可)、第五十一条の二第一項(事業の許可)、第五十二条第一項(使用の許可)若しくは第六十一条の三第一項(使用の許可及び届出等)の許可を受けた者、同法第四十四条第一項(事業の指定)の指定を受けた者又は同法第六十一条の二第一項(核原料物質の使用の届出等)の届出をした者が同法の規定に基づき講ずる保安のために必要な措置により定められた土地の区域で財務省令で定めるもの内にある土地等

四九 (略)

◎特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）

（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 基本方針（第四条）
第三章 理化学研究所の業務（第五条—第七条）
（削除）
（削除）
第四章 放射光利用研究促進機構（第八条—第二十二条）
第五章 雜則（第二十三条・第二十四条）
第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
附則

現
行

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 基本方針（第四条）
第三章 日本原子力研究所及び理化学研究所の業務
第一節 理化学研究所の業務（第八条—第十条）
第二節 放射光利用研究促進機構（第十一条—第二十五条）
第五章 雜則（第二十六条—第二十八条）
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
附則

（定義）

第二条 この法律において「特定放射光施設」とは、独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）により設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（以下「放射光」という。）を使用して科学技術に関する試験研究（以下「試験研究」という。）を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。

（定義）

第二条 この法律において「特定放射光施設」とは、日本原子力研究所及び独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）により設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（以下「放射光」という。）を使用して科学技術に関する試験研究（以下「試験研究」という。）を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。

2 この法律において「共用施設」とは、特定放射光施設のうち試験研究を行う者の共用に供される部分をいう。

3 この法律において「専用施設」とは、理化学研究所以外の者に

2 この法律において「共用施設」とは、特定放射光施設のうち試験研究を行う者の共用に供される部分をいう。

3 この法律において「専用施設」とは、日本原子力研究所及び理

より設置される施設であつて、特定放射光施設に係る放射光を用して試験研究を行うためのものをいう。

第三章 理化学研究所の業務

(削除)

第三章 日本原子力研究所及び理化学研究所の業務

第一節 日本原子力研究所の業務

(削除)

(日本原子力研究所の業務)

第五条 日本原子力研究所は、日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）第二十二条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 原子力の研究、開発及び利用の推進に資すると認められる共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを試験研究を行う者の共用に供すること。

二 原子力の研究、開発及び利用の推進に資すると認められる専用施設を設置してこれを利用した試験研究を行う者に対し、当該試験研究に必要な放射光の提供その他の便宜を供与すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(実施計画)

第六条 日本原子力研究所は、文部科学省令で定めるところにより前条に規定する業務の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科學大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の実施計画は、基本方針の内容に即して定められなければならぬ。

化学研究所以外の者により設置される施設であつて、特定放射光施設に係る放射光を使用して試験研究を行うためのものをいう。

(削除)

(日本原子力研究所法の特例)

第七条 第五条の規定により日本原子力研究所の業務が行われる場合には、日本原子力研究所法第二十四条第一項中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律（以下「特定放射光施設法」という。）第五条」と、同法第三十五条中「命令」とあるのは「命令並びに特定放射光施設法」と、同法第三十六条第二項、第三十七条第一項及び第四十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定放射光施設法」と、同法第四十一条第三号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項及び特定放射光施設法第五条」とする。

(削除)

(理化学研究所の業務)

第五条 理化学研究所は、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを試験研究を行う者の共用に供すること。

二 専用施設を設置してこれを利用した試験研究を行う者に対し

、当該試験研究に必要な放射光の提供その他の便宜を供与すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(実施計画)

第六条 理化学研究所は、文部科学省令で定めるところにより、前

第二節 理化学研究所の業務

(理化学研究所の業務)

第八条 理化学研究所は、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 共用施設（第五条第一号に掲げる業務に係るものを除く。）の建設及び維持管理を行い、並びにこれを試験研究を行う者の共用に供すること。

二 専用施設（第五条第二号に掲げる業務に係るものを除く。）を設置してこれを利用した試験研究を行う者に対し、当該試験研究に必要な放射光の提供その他の便宜を供与すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

条に規定する業務の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の実施計画は、基本方針の内容に即して定められなければならない。

(削除)

第九条 第六条の規定は、理化学研究所について準用する。この場合において、同条第一項中「前条」とあるのは、「第八条」と読み替えるものとする。

(独立行政法人理化学研究所法の特例)

第七条 第五条の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第二十四条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律」とする。

(独立行政法人理化学研究所法の特例)

第十条 第八条の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第二十四条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律」とする。

第四章 放射光利用研究促進機構

(指定等)

第八条 文部科学大臣は、特定放射光施設の共用の促進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、放射光利用研究促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

第十一 条 文部科学大臣は、特定放射光施設の共用の促進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、放射光利用研究促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

254 (略)

(業務)

第九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一～五 (略)

六 理化学研究所の委託を受けて、共用施設の維持管理及び運転を行うこと。

七 (略)

(機構による供用業務の実施)

第十条 第八条第一項の規定による指定がされたときは、理化学研究所は、第五条に規定する業務（共用施設の建設、維持管理及び運転並びにこれらに附帯するものを除く。）の全部又は一部を、供用業務として機構に行わせるものとする。

(準用)

第十二条 第六条の規定は、機構が供用業務を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「理化学研究所」とあるのは「機構」と、「前条に規定する業務」とあるのは「供用業務」と読み替えるものとする。

(諮問委員会)

第十三条 機構は、次に掲げる業務を行ふものとする。

2・3 (略)

(業務規程の認可)

(業務)

第十二条 機構は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一～五 (略)

六 日本原子力研究所又は理化学研究所の委託を受けて、共用施設の維持管理及び運転を行うこと。

七 (略)

(機構による供用業務の実施)

第十四条 第六条の規定は、機構が供用業務を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「日本原子力研究所」とあるのは「機構」と、「前条に規定する業務」とあるのは「供用業務」と読み替えるものとする。

(諮問委員会)

第十五条 機構は、次に掲げる業務を行ふものとする。

2・3 (略)

(業務規程の認可)

[第十三条] 機構は、供用業務を行い、又は第九条第二号に掲げる業務（以下「支援業務」という。）を行うときは、これらの業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(事業計画等)

[第十四条] 機構は、毎事業年度、文部科学省令で定めるところにより、事業計画書及び收支予算書を作成し、文部科学大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(区分経理)

[第十五条] 機構は、供用業務又は支援業務を行う場合には、これらの業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

[第十六条] 国は、予算の範囲内において、機構に対し、供用業務及び支援業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(文部科学省令への委任)

[第十七条] この章に定めるもののほか、機構が供用業務又は支援業務を行う場合における機構の財務及び会計に関し必要な事項は、

[第十六条] 機構は、供用業務を行い、又は第十二条第二号に掲げる業務（以下「支援業務」という。）を行うときは、これらの業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(事業計画等)

[第十七条] 機構は、毎事業年度、文部科学省令で定めるところにより、事業計画書及び收支予算書を作成し、文部科学大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(区分経理)

[第十八条] 機構は、供用業務又は支援業務を行う場合には、これらの業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

[第十九条] 国は、予算の範囲内において、機構に対し、供用業務及び支援業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(文部科学省令への委任)

[第二十条] この章に定めるもののほか、機構が供用業務又は支援業務を行う場合における機構の財務及び会計に関し必要な事項は、

文部科学省令で定める。

(役員の選任及び解任)

第十八条 機構の役員の選任及び解任は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 文部科学大臣は、機構の役員がこの章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、第十三条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は供用業務若しくは支援業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に對して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十九条 供用業務に從事する機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第二十条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(監督命令)

第二十一条 文部科学大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、機構に対し、第九条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

文部科学省令で定める。

(役員の選任及び解任)

第二十二条 機構の役員の選任及び解任は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 文部科学大臣は、機構の役員がこの章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、第十六条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は供用業務若しくは支援業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に對して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十三条 供用業務に從事する機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第二十四条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(監督命令)

第二十五条 文部科学大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、機構に対し、第十二条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十二条 文部科学大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて第九条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

- 一 指定に関し不正な行為があつたとき。
- 二 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

第三第十三条第一項の認可を受けた業務規程によらないで供用業務又は支援業務を行つたときその他第九条に規定する業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は第九条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雜則

(理化学研究所及び機構の業務における配慮)

第二十三条 理化学研究所及び機構は、第五条及び第九条に規定する業務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならぬ。

(削除)

(財務大臣との協議)

(指定の取消し等)

第二十五条 文部科学大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて第十二条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

- 一 指定に関し不正な行為があつたとき。
- 二 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

第三第十六条第一項の認可を受けた業務規程によらないで供用業務又は支援業務を行つたときその他第十二条に規定する業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は第十一条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雜則

(日本原子力研究所、理化学研究所及び機構の業務における配慮)

第二十六条 日本原子力研究所、理化学研究所及び機構は、第五条、第八条及び第十二条に規定する業務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならぬ。

第二十七条 削除

(財務大臣との協議)

第二十四条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

- 一 第十三条第一項又は第十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第十三条第三項、第十四条又は第十七条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。
- 三 第十四条第二項の規定による承認をしようとするとき。

第六章 罰則

第二十五条 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の刑を科する。

第三十条 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の刑を科する。

第二十八条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

- 一 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第十六条第三項、第十七条又は第二十二条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。
- 三 第十七条第二項の規定による承認をしようとするとき。

第六章 罰則

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>三 原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると主務大臣が認めて指定した者を除く。）をいう。</p> <p>イ 規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者</p>	<p>三 原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると主務大臣が認めて指定した者を除く。）をいう。</p> <p>イ 規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含み、船舶に設置する原子炉についての許可を除く。）を受けた者</p>
<p>ハ 規制法第四十三条の四第一項の規定に基づく貯蔵の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者</p>	<p>ハ 規制法第四十三条の四第一項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者</p>
<p>二 規制法第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者</p>	<p>二 規制法第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者（同条第三項の規定により再処理施設について承認を受けた核燃料サイクル開発機</p>

構及び日本原子力研究所を含む。)

ホ 規制法第五十一条の二第一項の規定に基づく廃棄の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

ヘ 規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る）

四〇十二 (略)

ホ 規制法第五十一条の二第一項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ヘ 規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

四〇十二 (略)

◎独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十二年法律第百四十号）
(附則第二十九条関係)

別表第一（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

別表第一（第二条関係）

現
行

名称	根拠法
----	-----

名称	根拠法
----	-----

沖縄振興開発金融公庫

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

沖縄振興開発金融公庫

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

（削除）
（略）

核燃料サイクル開発機構

核燃料サイクル開発機構法（昭和四十年法律第七十三号）

関西国際空港株式会社

関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）

関西国際空港株式会社

関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）

（略）

（略）

（略）

日本銀行

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

日本銀行

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

（削除）
（略）

（略）

日本小型自動車振興会

小型自動車競走法（昭和二十五年法律）

日本小型自動車振興会

小型自動車競走法（昭和二十五年法律）

日本原子力研究所
日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）

日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）

第二百八号)

(略)

(略)

第二百八号)

(略)

(略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十六条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一五 （略）</p> <p>2 研究所は、前項の業務のほか、特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条に規定する業務を行なう。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十六条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一五 （略）</p> <p>2 研究所は、前項の業務のほか、特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第八条に規定する業務を行なう。</p>

◎独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）
（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

別表（第二条関係）	改 正 案
名称	根拠法

沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

別表（第二条関係）	現 行
名称	根拠法

公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）	（削除）	（削除）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）	核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十年法律第七十三号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	（略）	（略）
日本小型自動車振興会	（削除）	（削除）	（削除）

日本原子力研究所	日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本小型自動車振興会	（削除）	（削除）	（削除）
日本小型自動車振興会	（削除）	（削除）	（削除）

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)